

京都府との協議経過について

- 1、平成19年2月16日・協定書の配分水量7,300m³の変更等による健全化
2月26日 の協議。

他に企業局長、次長と7回協議

(企業局長 1月18日、2月2日、2月26日、2月28日 4回)

(企業局次長 2月1日、2月21日、2月27日 3回)

- 2、平成19年2月27日・京都府へ給水申込書提出(3,407m³)

この間・町は、条例に基づく協議の申入れを京都府に要請。

・京都府からは、町の給水申込書は一方向的に送付された状態になっている。いったん給水申込書を白紙に戻し、上水道事業経営健全化検討会への参加を促す案内を受ける。

- 3、平成19年9月5日・企業局長から上水道事業経営健全化検討会の中間報告の説明。

あわせて給水申込書を白紙撤回し上水道事業経営健全化検討会への参加の要請を受ける。

・町は、条例に基づく協議の場の設定を申入れ。

- 4、平成19年10月11日・町は、京都府に条例による協議入りを強く要請。

・京都府は、給水申込書を白紙撤回し上水道事業経営健全化検討会への参加を要請。

・京都府から、給水申し込みについて提案。

提案内容

- ・平成19年度の水量の協議は時間的に難しい。
- ・平成20年度以降の水量についても、協議していく。

提案を受けて

- ・町は、19年度はどう考えるのか、府の支援なしには対応できない。この提案では健全化が見えない。
- ・京都府は、それでは、町が白紙撤回した場合の考えを聞かせていただきたい。

今後協議していくための確終事項

- 1、大山崎町の上水道事業会計の経営健全化が重要な課題であるとの認識を共有。
- 2、このためには、大山崎町の努力とともに府も努力が必要。
- 3、今後の対応については、大山崎町と府企業局との情報共有を図る。

5、平成19年10月18日 ・企業局長に協議の場の設定を申れ。

6、平成19年10月21日
10月22日

- ・町は仮に白紙撤回する場合、第一段階として単年度黒字が目標です。その支援をお願いしたい。
- ・京都府は、支援は難しい。健全化を図るには上水道事業経営健全化検討会に参加することを要請。

7、平成19年10月29日 京都府から京都府営水道の基本水量に係る大山崎町長の考え方について（照会）（別紙資料1）

8、平成19年11月5日 京都府営水道の基本水量に係る大山崎町長の考え方について（回答）（別紙資料2）

9、平成19年11月5日 町から京都府営水道と大山崎町水道事業に係る京都府の考え方について（照会）（別紙資料3）

10、平成19年11月30日 京都府から京都府営水道と大山崎町水道事業に係る京都府の考え方について（回答）（別紙資料4）